

男女の賃金の差異の情報公表

社会福祉法人 京都総合福祉協会

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	91.3%
非正規労働者	95.5%
全労働者	74.3%

対象期間：令和4年事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

賃金：基本給、超過労働に対する手当、賞与等を含み、退職金、通勤手当を除く。

対象労働者の範囲：非正規労働者のうち、派遣職員は除く。

差異について：

- ・正規労働者については、課長級は同数だが、係長級や主任級で男性の方が多いため、差が生じていると考えられる。女性登用を推進していく。
- ・非正規労働者については、給与単価が低い事務職に女性が多数いるため、差が生じていると考えられる。